

●香川県選挙管理委員会告示第73号

令和4年8月28日執行の香川県議会議員補欠選挙において、香川県選挙管理委員会に対してする届出、請求、申出その他の行為を取り扱う場所は、次のとおりとする。ただし、香川県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（昭和49年香川県条例第41号）又は同条例に基づく規則による行為、香川県議会議員及び香川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年香川県条例第1号）又は同条例に基づく規則による行為、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条の規定による行為及び同法第14章の3（政党その他の政治団体等の選挙における政治活動）の規定による行為を取り扱う場所は、高松市番町四丁目 香川県庁内 香川県選挙管理委員会事務局とする。

令和4年8月19日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人

選挙区	場 所
高松市選挙区	高松市番町一丁目 高松市役所内 高松市選挙管理委員会事務局（香川県選挙管理委員会高松地方事務局） ただし、8月19日午前中は、高松市危機管理センター3階301会議室
坂出市選挙区	坂出市久米町一丁目 坂出市教育会館内 坂出市選挙管理委員会事務局（香川県選挙管理委員会坂出地方事務局） ただし、8月19日午前10時までは、坂出市教育会館2階大会議室
善通寺市選挙区	善通寺市文京町二丁目 善通寺市役所内 善通寺市選挙管理委員会事務局（香川県選挙管理委員会善通寺地方事務局） ただし、8月19日は、善通寺市役所3階301会議室
観音寺市選挙区	観音寺市坂本町一丁目 観音寺市働く婦人の家内 観音寺市市選挙管理委員会事務局（香川県選挙管理委員会観音寺地方事務局） ただし、8月19日は、観音寺市働く婦人の家1階第1講習室